

平成 30 年 2 月 13 日

指定自立支援医療機関 管理者 様  
関係事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部  
精神保健福祉課長

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）制度における施設等入所者の申請先について

平素より、標記事務につきまして、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市におきましては、標記事務に関する施設等入所者の申請先は、他の障害福祉サービスと同様に、施設等入所前居住地での申請を原則として取り扱ってまいりました。

しかし、この度、千葉県精神保健福祉センター審査課より別添の事務連絡が発出されたことを受け、本市におきましても千葉県同様、施設等入所者の申請先は、居住地※又は現在地での申請受理を原則とすることといたしました。

混乱を避けるため、当面の間は、前回と同様に施設等入所前の居住地で申請があった場合には、柔軟に対応し、申請者の負担にならない取り扱いをさせていただく所存です。

関係機関の皆様にはご迷惑をおかけするかと存じますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

※居住地：その場所に将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所のこと

担当：保健福祉局高齢障害部  
精神保健福祉課精神保健福祉班  
石原・渡邊

TEL 043-238-9980